

確定申告指導会の予約について

通常の指導と予約開始日が異なります。下記日程表を確認の上ご予約ください。

確定申告に関する質問・相談・確認は年内中にお願いします。

確定申告時のご質問は、問い合わせや確認に時間が掛かったり、資料が不足して確認ができなかったり、1回で申告が終了せず、後日再来所していただくことが多くあります。
確定申告で聞きたいこと、確認したいことは、確定申告を待たず年内に申告会へお問い合わせください。

日 程 表 (土・日・祝日を除く)

【所得税】 期限：3月16日(月)迄	予約開始日
1月 5日(月)～ 2月27日(金) ※1月20日(火)までは年末調整優先	決算準備指導会で確認を受けた方 11月 4日(火)
	12月 1日(月)
3月 2日(月)～ 3月16日(月)	2月 2日(月)
【消費税】 期限：3月31日(火)迄	予約開始日
3月17日(火)～ 3月31日(火)	12月 1日(月)

予約に関する留意事項

- ・会員1名につき1日1回50分の予約になります。一度に複数回の予約は出来ません。複数回の予約を見つけた時は最も早い予約日以外の予約を破棄(キャンセル)します。
- ・会員が複数名の場合、事業主名で会員ごとに別枠で予約をお願いします。なお、職員の指名は出来ません。
- ・予約のない方の指導は出来ません。必ず事前に予約を取り、ご来所ください。
- ・50分で指導が終了しなくても時間延長はありません。指導終了後に次回の予約をすることができますが、申告期限間近は予約が取れない場合があります。
- ・1度で申告が終了するように年内中に記帳指導等を受け申告の事前準備をしてください。なお、決算準備指導会で確認を受けられた方は11月4日(火)から確定申告の優先予約ができます。
- ・ご希望の日時に予約が取れないこともあります。特に年金の源泉徴収票が届く1月末～2月中旬や申告期限が近づく3月は予約が集中します。早期のご予約、ご来所をお願い致します。
- ・1月5日(月)から確定申告指導が受けられ、申告書の提出も出来ます。
- ・1月20日(火)までは年末調整(給与・源泉)指導が優先となります。納期限を過ぎた 1月21日(水)以降、年末調整指導はできません。納期限内にご来所ください。
- ・予約のキャンセル・変更は早めに事務所へご連絡ください。
- ・感染症や自然災害、交通機関の乱れ等により指導員がやむを得ず欠勤等した時は予約時間通りに指導が開始出来ない場合もあります。予約は開始時刻を確約したものではありません。
- ・状況により開始時刻が遅れる場合があります。時間に余裕を持って来所ください。

予約
受付

①オンライン予約 パソコン・スマホ

前日の午後3時まで
LINE ホームページから
予約用QRコードから



②電話予約

045-442-7201
午前9時～12時 午後1時～5時

・必ず会員名でご予約ください。・オンライン予約の予約人数は変更しないでください。

確定申告には事前の準備が大切です。年内に必ず記帳指導をお受けください。